



医療安全委員会より・・

西1病棟医療安全委員 江頭 貴子

当病院では、月に一度各病棟の医療安全委員が集まり医療安全管理委員会を行っています。委員会では各病棟で起きた事故や、事故には至らないが「ヒヤリ・ハットした」内容と件数をそれぞれ報告し、今後どのような対策と対応を行っていくかを話し合います。

私達は、患者さんに事故が起きないように、普段から十分事故に注意を払って看護・ケアしていますが、それでも事故は発生することはあります。当病院の入院患者さんは高齢で皮膚が薄く乾燥をしていることが多く、毎回事故のワースト1は「皮膚の損傷」で、皮膚の剥離や内出血があげられます。患者さん自身が、歩行時又は車イスで動いている時、又は着替えをしている時、入浴時等ちょっとした接触でも柔らかい皮膚は注意していても、すぐにめくれたり内出血を起こしてしまいます。事故の発生の時間帯、場所、状況はさまざま、その事故に対してその都度、皆で対策を考えていきます。

例えば、寝ている時の体動が活発で、ベッド柵で手足を打ってしまう患者さんのベッド柵には、見た目は悪いのですが板状の発砲スチロールを柵に巻きつけて皮膚の保護をしています。又、車イスで自走し足をぶつけてしまう患者さんには靴下の上にレッグウォーマーを履かせて保護しています。認知症で危険に対する理解力も低く、保護をしても破ったり、外したりしてしまうのですが、繰り返し対応しています。



損傷の他に、転倒による事故も毎回委員会で報告があります。高齢で足元もおぼつかない歩行ではあるけれど、じっとしていることが出来ず徘徊をしてしまう患者さんをどう見守り、どう対応し防いでいくのか、それぞれの事故の内容を原因、経過、結果を分析し考えます。

事故ひとつひとつの内容を明確にして、スタッフみんなで話し合い、同じ事故を繰り返すことのないように今後も努めて行きます。



作業療法だより

今回はつるなしインゲンとキュウリの調理の様子を紹介します。病棟の散歩で裏の畑を見に行くと、たくさんのインゲンと数本のキュウリが成っており患者さんに収穫していただきました。収穫した野菜を持って「湯がいてゴマを振るとおいしい。」「私はマヨネーズを付けて食べる。」

「キュウリは漬物か塩もみ。」などと話されていたので、患者さん2名に手伝ってもらい調理して食べることにしました。火や包丁を使用するので少し不安ではありましたが、私の心配をよそに、慣れた手つきでキュウリを切られ、火力の調節や途中で茹で加減を見るなどされ、あっという間にインゲンの塩茹でとキュウリの塩もみが完成しました。さすが（元）主婦！出来たものを病棟で振舞うと、「塩加減がいい。」「おいしい。」と好評で皆さん、おいしそうに食べられていました。



医療費が高くなりそう時は・・

事務 山手 弘子

70歳以上の方に限度額適用認定証があるように、69歳以下の方にも限度額適用認定証があることをご存じですか？

一般的には、高額療養費の制度がよく知られています。しかし、後から払い戻しがあるとはいえ、高額な医療費を支払うのは大きな負担になります。そこで、入院が決まり医療費が高額になりそうな時は、限度額適用認定証を利用しましょう。交付の手続きは、国民健康保険なら市役所・役場、社会保険ならお勤め先の担当の方へお尋ね下さい。

入院時に保険証と併せて医療機関の窓口へ提出すれば、1ヶ月の医療費の自己負担額がたとえ高額になっても自己負担限度額までのお支払いで済みます。しかも、限度額までしかお支払していないので高額療養費の手続きも不要です。

(自己負担限度額は所得区分によって3つに分けられます。) (図1)

適用区分	自己負担限度額
1. 上位所得者 (標準報酬月額53万円以上の方)	150,000円 + (医療費総額 - 500,000円) × 1% 多数該当: 83,400円
2. 一般所得者 (1, 3以外の方)	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1% 多数該当: 44,400円
3. 低所得者 (住民税非課税者)	35,400円 多数該当: 24,600円

(注意点)

- ・同月に入院や外来など複数受診がある場合は高額療養費の申請が必要となることがあります。
- ・医療費総額とは保険が適用される診療費用の総額(10割)です。
- ・入院時の食事負担や保険外負担分(差額ベッド代など)は対象外になります。



例) 1ヶ月の医療費総額(10割) : 100万円 , 適用区分 : 一般 , 窓口負担割合 : 3割負担

★限度額適用認定証を利用しない場合 (高額療養費を利用する)

- ①医療費総額 1,000,000円
3割負担なので自己負担額は300,000円
窓口では300,000円と食事代と保険外負担の総額を支払います。
- ②後日、高額療養費の手続きに行きます。
- ③図1の表にあてはめて自己負担限度額を計算
 $80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\% = 87,430$ 円
2~3ヶ月後に高額療養費の申請により自己負担額として支払った300,000円から自己負担限度額の87,430円を引いた額
 $300,000 - 87,430 = 212,570$ 円が払い戻されます。

★限度額適用認定証を利用する場合

- ①医療費総額 1,000,000円
3割負担なので自己負担額は300,000円ですが、限度額適用認定証を提出していたので、図1の表にあてはめて自己負担限度額を計算
 $80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\% = 87,430$ 円
87,430円と食事代と保険外負担の総額を支払います。後日、高額療養費の手続きは必要ありません。

左右を見比べてみると、負担する金額は全く同じではあるのですが、医療機関から請求があった時に、30万プラスαを準備するのと8万7430円プラスαで良いのかの違いがあります。時間的に余裕があれば、備えることもできますが、突然、「入院や手術が必要になった・・・」ということもあります。

そんな時、限度額適用認定証の存在を思い出していただければ・・・と思い、今回取り上げてみました。